土佐清水市爪白キャンプ場 指定管理者募集要項

平成30年8月

土佐清水市

1	指定管理者募集の目的・・・・・・・・・・1ページ (1)目的
2	対象施設の概要・・・・・・・・・・・1ページ (1)施設の名称及び所在地
	(2)施設の設置目的
	(3)施設の概要
3	施設管理者が行う業務等・・・・・・・・・・2ページ (1) 管理業務の範囲及び具体的内容
	(2)留意事項
4	指定管理期間・・・・・・・・・・・・・2ページ
5	管理の基準・・・・・・・2ページ
	(1)休館日
	(2)利用時間
	(3)施設の管理運営
	(4)法令の遵守
6	管理に要する経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ
	(1)指定管理料
	(2)管理運営経費
	(3)使用料に関する事項
	(4)指定管理料の精算
	(5)管理口座•区分経理
	(6)自主事業による収入
	(7)管理運営における課税
7	申請資格等・・・・・・・・・・・・・・・・・4ページ
	(1)申請する団体の資格
	(2)共同企業体で申請する場合の要件
	(3)指定の取り消し
8	指定管理の公募手続・・・・・・・・・5ページ
	(1)公募の日程
	(2)募集要項等の配布期間及び配布場所
	(3)募集要項等に関する質問の受付
	(4)募集要項等に関する質問の回答

9	申請の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(1)申請に必要な書類
	(2)応募書類の提出部数
	(3)応募書類の受付期間
	(4)提出方法
	(5)提出先
	(6)申請にあたっての留意事項
10) 指定管理候補者の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(1)選定方法
	(2)審査の基準
	(3)選定の対象外
11	1 指定管理者の指定及び協定の締結・・・・・・・10ページ
	(1)指定管理者の指定
	(2)協定の締結
	(3)留意事項
12	2 その他・・・・・・10ページ
	(1)指定管理者の履行責任に関する事項
	(2)業務の継続が困難となった場合の措置
	(3)協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置
13	B 問い合せ先・・・・・・11ページ
14	様式・・・・・・13ページ

土佐清水市爪白キャンプ場指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

(1)目的

土佐清水市爪白キャンプ場(以下,「キャンプ場」という。)の管理運営を効率的かつ効果的に行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び土佐清水市爪白キャンプ場条例(平成30年7月31日条例第26号以下「条例」という。)第4条の規定に基づく、指定管理者(管理運営を実施する団体)を土佐清水市爪白キャンプ場指定管理要綱に基づき次のとおり募集する。

2 対象施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名称	位置
土佐清水市爪白キャンプ場	土佐清水市三崎字エジリ4145番1

(2) 施設の設置目的

土佐清水市の資源である海を活用した海へのベースキャンプをコンセプトに、国立公園内にある貴重な資源を利活用した体験型・滞在型観光の拠点として、市の産業振興を図るとともに、交流人口の拡大と情報発信を強化し、観光による地域経済の活性化に取り組むために土佐清水市爪白キャンプ場を設置する。

(3) 施設の概要

敷地面積 33,000 m²

建物概要

【宿泊棟】12棟(12 m²)

【フリーサイト】240 人収容 10,000 m²

【オートサイト】 40 人収容 6,000 m²

【管理棟】1棟 延べ床面積 332.65 m 木造外壁板張

【炊事棟】木造 1棟 27 ㎡ 鉄筋コンクリート造 1棟 24 ㎡

その他付帯施設

【駐車場】 3,000 ㎡

【公衆便所】 1棟 65㎡(男女トイレ,多目的トイレ) 鉄筋コンクリート造

【シャワー棟】 1棟 47㎡ 鉄筋コンクリート造

【用具保管庫】 1棟 50 m 木造

施設詳細は、別紙 「土佐清水市爪白キャンプ場管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照

3 指定管理者が行う業務等

(1)

- ア キャンプ場の運営に関する業務
- イ キャンプ場の広報に関する業務
- ウ キャンプ場の利用の許可に関する業務
- エ キャンプ場の利用に係る料金に関する業務
- オ キャンプ場の施設及び設備の維持管理に関する業務。ただし、大規模な修理を除く
- カ その他市長が指示した業務

(2) 留意事項

- ア 具体的な業務内容については、別紙「仕様書」を参照。
- イ 業務執行にあたっては、地方自治法、条例、その他関係法令等を遵守すること。
- ウ 施設の管理業務を包括的に第三者に委託し、請け負わせることはできない。ただし、業 務の一部については、市長の承諾を得て委託し、請け負わせることができる。

4 指定管理期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

5 管理の基準

(1) 休館日 12月31日から翌年1月3日。ただし、市長の承諾を得て変更することができる。

(2) 利用時間

		物販フロア	午前9時~午後7時	
	管理棟	浴室	午後2時~午後10時	
		洗い場	終日	
爪白	炊事棟	炊事場	終日	
キャンプ場	シャワー棟 男女		終日	
	公衆トイレ		終日	
	キャンプサイト (オートサイト・フリーサ イト)		午後1時~翌日午前11時	
	宿泊棟 午後1時~翌日午前11時		午後1時~翌日午前11時	

- ※ 必要があると認めるときは、市長の承認を得て上記を変更することができる。
- ※ 施設の整備及び補修その他管理上必要があるときは,施設の全部又は一部の利用を休止する ことがある。

6 管理に要する経費

(1) 指定管理料

指定管理料(概算) 70,000,000円 (5年間分)

市は指定管理者が提示した指定管理料の額を上限として指定管理料を支払う。指定管理料の 上限額,支払時期,支払方法等は,市と指定管理者で締結する協定書で定めることとする。

キャンプ場の管理事業に係る指定管理料の上限額(以下「基準価格」という。)については、 上記のとおりとする。申請にあたっては、基準価格以内で事業計画(別記第3号様式)及び収 支計画書(別記第4号様式)を作成すること。ただし、平成31年度については、不測の事態 によるキャンプ場の運営開始の遅れ等が生じた場合、市と指定管理者の協議のうえ基準金額を 変更できるものとする。

協定締結後の指定管理料については、前年度までの実績により見直しを行い、予算の範囲内で市と指定管理者と協議のうえ決定するものとする。

(2)管理運営経費

「管理運営経費」は、施設の管理運営を行うにあたり必要な費用で次に掲げるものとする。 ただし、自主事業に必要な経費は含めない。

- ア 使用料等収入に係る原価
- イ 人件費
- ウ 光熱水費及び燃料費
- エ 施設及び設備等の維持管理に係る費用
- オ その他施設の運営業務に必要となる費用

(3) 使用料に関する事項

「使用料金等収入」は、施設の管理運営を行うことにより発生する収入である。

- ア 当施設は、利用に係る料金を指定管理者が自らの収入とし、使用料については、市が条 例及び土佐清水市キャンプ場条例施行規則で定める額の範囲内で、市長の承認を受けて、 指定管理者が定めることができる。(別紙参照)
- イ 使用料金の減免

条例第12条により使用料金を減免することができる。

ウ 使用料金の不環付

既に支払われた使用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰さない理由によりキャンプ場を使用できないときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(4) 指定管理料の精算

指定管理者は各年度の使用料等収入が増収となった場合,使用料等収入見込額を実績額が上回った額について,その3割を上限として,市に還元することとする。ただし,還元する額は,

自主事業を除く全体収支黒字額の7割相当額を控除した残額の範囲内とし、かつ30万円を超える場合に限る。

還元の方法は、原則として現金納付とするが、指定管理者が別途提案する場合には、市と指 定管理者の協議により決定する。

使用料収入の減少など、指定管理者の運営に起因する指定管理料の不足額が生じた場合、原則として指定管理料の補填はしないものとする。

(5) 管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、指定管理者本来の口座とは別の口座で管理する。 また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務(自主事業等)に係る経理を区分して整理する。

(6) 自主事業による収入

指定管理者は、施設内において自主事業を行うことができ、それによる収入を得ることができる。自主事業による収入は指定管理者の収入とする。指定管理者が、自主事業を実施する場合には、指定管理者が行うべき業務(以下「本来業務」という。)の会計と別立てにし、自主事業の事業計画を策定して、10日前までに書面にて市に届出をして開始すること。なお、自主事業を行う場合には、本来業務に支障が出ないようにしなければならず、事業終了後は市に対して自主事業の実績を報告しなければならない。

(7) 管理運営における課税

指定管理者は、法人税や事業所税、印紙税など課税される場合があるため、応募者は、管轄の 市町村役所、税務署等の関係機関に確認を行うこと。なお、租税負担が生じた場合には、指定管 理者が負担することとする。

7 申請資格等

(1) 申請する団体の資格

申請しようとするものは、次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- ア 法律行為を行う能力を有する者
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消を受けたことがない者
- エ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。) 又は第180条の5第6項の規定に抵触することのない者
- オ 本市における指定管理者の指定の手続において、その公平な手続を妨げた者又は公平な 価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者でないこと
- カ 国税及び地方税を滞納していないこと。

(2) 共同企業体で申請する場合の要件

- ア 共同企業体の構成団体は、(1)の申請する団体の資格の要件を全て満たしていること。
- イ 複数の団体が共同企業体を構成して申請する場合は、代表となる団体を定めなければならない。
- ウ 同時に複数の共同企業体の構成団体となることはできない。
- エ 単独で申請した団体は、共同企業体で申請する場合の構成団体となることはできない。
- オ 共同企業体で申請した団体は、その構成員の変更は原則として認めない。

(3) 指定の取消し

指定申請時点で応募資格に該当した団体が、 以後、非該当となった場合は、指定管理者の指 定を取り消すことがある。

8 **指定管理の公募手続** (1) 公募の日程

内 容	期日		
申請の受付期間	平成30年8月13日~9月3日		
募集要項等に関する質問の受付	平成30年8月13日~8月20日		
募集要項等に関する質問の回答	平成30年8月24日		
プレゼンテーション及び審査選定 *	平成30年9月7日(予定)		
市議会による指定議決	平成30年10月中旬(予定)		

*プレゼンテーションについては、状況により実施しない場合有

(2) 募集要項等の配布場所

ア 配布場所

土佐清水市天神町11番2号

土佐清水市観光商工課 又は土佐清水市ホームページからダウンロード (ホームページアドレスhtp://www5.city.tosashimizu.kochi.jp)

(3) 募集要項等に関する質問の受付

ア 受付期間

平成30年8月13日(月)~平成30年8月20日(月)午後5時まで

イ 提出方法

FAX又はE-mailで観光商工課に提出。

※FAX又はE-mailの未到着を防ぐため、事前・事後の送信・着信を連絡すること。

(4) 募集要項等に関する質問の回答

ア 回答方法

E-mailにより回答。

イ 回答日時

平成30年8月24日(金)午後5時までに回答

9 申請の手続き

- (1)申請に必要な書類
 - ア 指定管理者指定申請書(別記様式第1号)
 - イ 資格を有していることを証する書類
 - (ア) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本,法人以外の団体にあっては代表者の住 民票の写し
 - (イ) 定款、会則、規約その他これらに相当する書類
 - (ウ) 申込資格に関する申立書,国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨 及びその理由を記載した申立書(別記第2号様式)
 - イ 土佐清水市爪白キャンプ場管理業務に関する事業計画書(別記第3号様式)
 - ウ 土佐清水市爪白キャンプ場管理業務に関する収支計画書(別記第4号様式)
 - エ 申請団体の指定申請書を提出する日の属する年度の収支予算書,及び事業計画書,前事 業年度の事業報告書及び収支決算書,又は財務諸表等経営の状況を示す書類
 - オ 設立趣旨及び事業内容のパンフレット等申請団体の活動概要を示す書類
 - カ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類,又はこれらに相当する書類
 - キ その他市長が必要と認める書類
- (2) 応募書類の提出部数

各10部(正本1部及び副本6部副本は複写可)とする。

(3) 応募書類の受付期間

平成30年8月13日(月)から平成30年9月3日(月)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(4) 提出方法

申請書ほか必要書類を下記まで持参又は郵送により提出すること。

(5) 提出先

土佐清水市観光商工課

〒787-0392 高知県土佐清水市天神町11番2号 TEL0880-82-1212(直通)

(6) 申請にあたっての留意事項

- ア 申請書は、A4紙ファイルに綴じて提出のこと。
- イ 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長(提案書の一部はA3可)とし、両面使用とすること。
- ウ 申請書の文章中の文字ポイントは10ポイント以上とすること。
- エ 申請書を提出後に辞退する場合は、「辞退届」を提出すること。
- オ 提出書類の返却は行わない。
- カ 提出された書類は、必要に応じて複写する。(使用は、庁内及び指定管理者の選定に限る。)
- キ 基準価格を超えた指定管理料の額に基づいた申請があった場合は失格とする。
- ク 1応募者につき1申請とし、複数の申請をした場合は、失格とする。
- ケ 申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合申請はなかったものとして取り扱うこととす る。
- コ 申請者及び申請者の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合又は、土佐清水市指定管理者選定委員会委員に個別に接触した事実が認められた場合には、失格となる場合がある。
- サ 共同事業体で応募する場合、代表団体及び構成団体の変更は認めない。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合には、変更を可能とすることもある。
- シ 提出された書類の内容を変更することはできない。
- ス 申請書類に虚偽の記載があった場合、不正があった場合、当該申請は無効とする。
- セ 提出された申請書類, 選定過程, 審査結果等については, 土佐清水市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象とする。(非公開情報:個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報等を除く。)
- ソ 申請に要する経費等は、すべて申請団体の負担とする。

10 指定管理候補者の選定

(1) 選定方法

指定管理者の選定方法は土佐清水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成16年規則第21号)による選定委員会で(以下「選定委員会」という。)において、各委員が次の審査基準に基づいて審査した評価点数の合計点数が最も高い者を指定管理者として選定する。 なお、全ての団体において選定委員会委員全員の合計点数が最低制限基準(合計点の6割)に満たない場合、再度申請を行うか、最も合計点数が高い団体に事業計画書を再提出してもらい、再度選定委員会の審査に付することができるものとする。

(2) 選定の基準

審査の基準は土佐清水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「手続条例」という。)第4条各号に定める審査基準によることとする。

- ア 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ 施設の利用を最大限に発揮するものであること。
- ウ 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の削減が図られるものであること。
- エ 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経費の規模及び能力を有しており、又は 確保できる見込みがあること。
- オ その他市長等が別に定める事項

審査基準に基づき設定する審査項目の概要は以下のとおりとする。

審査項目	配点
・施設の基本的管理運営方針	2 0
施設の維持管理 ・施設の維持管理の考え方 ・外部委託の考え方 ・経費削減の方策	3 0

施設の利用促進 ・サービス向上策 ・広報宣伝について ・自主事業について	5 5
管理運営体制 ・組織構成 ・人員確保に対する考え方	2 0
過去の実績 ・類似施設や関連業務の実績	1 0
スケジュール ・年間事業スケジュール	5
収支計画 ・収支計画	1 0
提案価格 •指定管理料	2 0
全体評価	
・全体の評価	30
合計	200

(3) 選定の対象外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、若しくは選定の決定を取り消す。

- ア 申請資格を満たしていないことが判明した場合
- イ 申請者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことに ついてふさわしくないと市が認めた場合
- エ その他不正な行為があったと市が認めた場合

(4) その他

- ア 提出書類は返却することができない。
- イ 選定委員会の選定結果についての異議申し立てはできない。
- ウ 提出された書類は必要に応じて複写する。

エ 提出された書類は土佐清水市情報公開条例 (平成 11 年条例第 2 号) により公開の対象と する。

11 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は市議会に上程し議決を経たのち指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項について協議のうえ、協定を締結する。

(3) 留意事項

指定管理者として選定された者が、正当な理由なくして市が指定する期日までに協定の 締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがあ る。

12 その他

- (1) 指定管理者の履行責任に関する事項
 - ア 指定管理者は,施設又は施設利用者に災害があった場合は,迅速かつ適切な対応を行い, 速やかに市に報告しなければならない。
 - イ 指定管理者は、実態として事業継続が困難になった場合又はおそれが生じた場合は、市 に報告しなければならない。
 - ウ 前記に規定するもののほか,指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定 めることとする。
- (2) 業務の継続が困難となった場合の措置
 - ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

は、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は 指定を取り消す等の措置をとることとする。また、指定管理者は次期指定管理者が円滑 かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

イ 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

天災,不可抗力その他の市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により,業務の継続が困難になった場合,市と指定管理者は,業務継続の可否について協議を行うものとする。協議の結果,当該指定管理者による管理運営業務が困難であると市が判断した場合は,市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。なお,指定管理者は,次期指定管理者が円滑かつ支障なく,本施設の管理運営業務を遂行できるよう,引継ぎを行うものとする。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとする。

13 問合せ先

〒787-0392

高知県土佐清水市天神町11番2号

土佐清水市観光商工課

TEL 0880-82-1212

FAX 0880-82-1126

e-mail kanshou-lg@city.tosashimizu.lg.jp

別記第1号様式

平成 年 月 日

土佐清水市長 様

法人・団体名	
法人・団体住所	
代 表 者 名	(FI)

土佐清水市爪白キャンプ場に係る指定管理者の募集について、下記のとおり申し込みます。

記

1 施設の名称及び所在地

施設の名称	土佐清水市爪白キャンプ場
施設の所在地	土佐清水市三崎字エジリ 4145 番 1

2 提出書類

- □(1) 法人登記簿の謄本(法人の場合)
- □(2) 団体の定款、会則、規約その他これらに相当する書類
- □(3) 代表者の身分証明書(非法人の場合)
- □(4) 申込資格に関する申立書(別記第2号様式)
- □(5) 国税及び地方税の納税証明書(募集要綱の配布開始日以降に交付されたもの。)又は納税 義務がない旨及びその理由を記載した申立書(別記第2号様式)
- □(6) 爪白キャンプ場管理業務に関する基本方針基本方針,事業計画書及び人員体制(別記第3号様式)
- □(7) 爪白キャンプ場管理業務に関する管理に係る収支計画書(別記第4号様式)
- □(8) 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ)
- □(9) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成しているものの み。)
- □(10) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動をしている団体及び新た に指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。)
- □(11)団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- □(12)団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類 ※ 提出する書類にレ点を記入すること。

3 担当者連絡先

別記第2号様式

年 月 日

土佐清水市長 様

法人・団体名	
法人・団体住所	
代 表 者 名	

土佐清水市爪白キャンプ場の指定管理者の募集に係る申込書類について、下記の とおり申し立てます。

記

- □ 以下の事項のいずれにも該当しない。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同行を準用する場合を含む。)の規定により土佐清水市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - (2) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者(市議会議員、市長、委員会の委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び精算人たることができない。)
- □ 国税及び地方税の納税義務がない (理由)

※ 該当する項目にレ点を記入すること。

別記第3号様式

	事	業計画	*				
施 設 名	土佐清水市爪白キャン	ンプ場	申出年月日	平成	年	月	日
団 体 名							
代表者名		設立年月	日	年	月	日	
団体所在地							
電話番号		FAX番号	클				
<事業計画>							
1. 本施設の管	理運営に応募した理由を記	.入。					
2. 指定管理者	として公共施設の管理運営	を行うに当	áたっての基本方:	針を記入	• 0		
o 140 24 -	ブの畑根ナビのトミにない	じっこのもも	- +				
3. 利用有一一	ズの把握をどのように行い、	とう反映さ	ອີບຈາກໍ				
L							
4. 利用者から	の苦情・要望に対する基本に	的な対応多	S勢はどう考える <i>た</i>)\ ₀			_
5 定期的か白	己評価の実施体制。						
5. 定物的多日	し可興の大心作門。						
I							

6. 利用者に対するサービス向上及び利用促進を図るためにどのような方策が必要か。利用者の増加を図るための具体的な計画を記入。
7. 自主事業を計画している場合の内容。
8. 利用者増加につながる広報等の実施方法。
9. 本施設を効率的に管理運営するに当たり、どのような体制を計画しているか。各業務ごとに直営管理か再委託かを含めて具体的な実施・確認方法を記入。
(1)管理•清掃業務
(2)草刈•芝生、樹木管理

(3)消防設備等点検
(4)給排水設備保守点検
(5)净化槽維持管理
(6)電気工作物保安管理
(7)使用申請受付・許可、利用料金収納業務等(受付場所、料金収納方法含む)
10. 前記9の管理運営体制について指揮命令系統がわかる組織(人員配置)図。また、職員体
制(ローテーション等)はどのように考えているか。

	育理の業務実績	· o	
施設の名称	所在地	主な業務内容	期間
		っての防犯、防災対策についっ	
	亨理運営に当た ル整備等につい		

15. 本施設の維持管理に当たっての緊急時の体制、対策について (通常時の非常警報やイベント等開催時の事故、災害等の対応について)
(1)マニュアル整備等について
(2)その他
16. 本施設の維持管理に当たっての個人情報保護の対策について
(1)社内(団体内)における規律の整備や周知・教育について
(2)その他
(2) 名 07世
17. 環境、次世代育成など社会貢献活動を実施していれば内容を列記。
18. 年間スケジュール
<u> </u>

平成30年度収支計画書

平成 年 月 日

1収入 (単位:円)

収入科目	収入額	内訳	備考
指定管理料			自主事業以外の収入 を記入
使用料等収入			
収入合計			

2支出 (単位:円)

支出科目	支出額	内訳	備考
売上原価 ・宿泊 ・その他			
施投費を連費・・保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			施設維持管理費の内、自主事業に要する経費を除いた費用を記入
支出合計			

※必要な経費は適宜追加すること

平成31年度収支計画書

平成 年 月 日

1収入 (単位:円)

収入科目	収入額	内訳	備考
指定管理料			自主事業以外の収入 を記入
使用料等収入			
収入合計			

2支出 (単位:円)

			(十二:11)
支出科目	支出額	内訳	備考
売上原価 ・宿泊 ・その他			
施設維持管理費・保持管理費・保護を受ける。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			施設維持管理費の 内、自主事業に要す る経費を除いた費 用を記入
支出合計			

※必要な経費は適宜追加すること

平成32年度収支計画書

平成 年 月 日

1収入 (単位:円)

収入科目	収入額	内訳	備考
指定管理料			自主事業以外の収入 を記入
使用料等収入			
収入合計			

2支出 (単位:円)

支出科目	支出額	内訳	備考
売上原価 ・宿泊			
・その他			
施設維持管理費			施設維持管理費の
人件費			内、自主事業に要す る経費を除いた費
建物関連費			用を記入
・水道光熱費			
•保険料			
施設維持管理費			
• 草刈委託			
・浄化槽			
・電気・機械設備等保			
守			
その他経費			
• 備品消耗品費			
・旅費交通費			
・車両費			
• 通信費			
• 物流費			
• 広告宣伝費			
・修繕費			
・手数料			
・その他経費			
支出合計			

※必要な経費は適宜追加すること

平成30年7月31日条例第26号 土佐清水市キャンプ場条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第244条の2の規定に基づき、土佐清水市キャンプ場(設備を含む。(以下「キャンプ場」という。))の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置)
- 第2条 土佐清水市の大自然をコンセプトに,国立公園内にある貴重な自然資源を利活用した体験型・滞在型観光の拠点として,市の産業振興を図るとともに,交流人口の拡大と情報発信を強化し,観光による地域経済の活性化に取り組むために,土佐清水市キャンプ場を設置する。

(名称及び位置)

第3条 キャンプ場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
土佐清水市爪白キャンプ場	土佐清水市三崎字エジリ 4145 番 1

(キャンプ場の管理)

- 第4条 市長は、キャンプ場の管理を、法第244条の2第3項に規定する指定 管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。
- 2 前項の規定に基づき指定管理者にキャンプ場の管理を行わせる場合における当該指定管理者の指定の手続等については、土佐清水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第27号)の定めるところによる。
- 3 第1項の規定により、指定管理者が管理を行う場合においては、第7条、第8条、第12条及び第14条第2項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条及び第13条の規定中「使用料」とあるのは「利用料」とそれぞれ読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

- 第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) キャンプ場の運営に関する業務
 - (2) キャンプ場の使用の許可に関する業務
 - (3) キャンプ場の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、キャンプ場の運営に関する事務のうち、 市長のみの権限に属する事務を除く業務
 - (5) その他市長が指示した業務

2 指定管理者は、部分的な業務を除き管理に係る業務を一括して更に第三者に再委託することができない。

(利用時間及び休館日)

- 第6条 キャンプ場の利用時間は、別表1に定める範囲内で行うこととする。
- 2 キャンプ場の休館日は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 12月31日から翌年の1月3日までの日
 - (2) キャンプ場の管理運営上必要がある日
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は季節ごとの事情、施設の利用形態等により、キャンプ場の利用時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館日とすることができる。また、第4条第1項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合においては、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、利用時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館日とすることができる。(使用の許可)
- 第7条 キャンプ場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
- 2 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を 与えないことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) キャンプ場の施設や設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利用になると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、キャンプ場の施設管理上支障があると認められるとき。

(使用の制限)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更 し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。
 - (1) キャンプ場を使用する者(以下「使用者」という。)が許可を受けた使用目的に違反したとき。
 - (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則,若しくは指示した事項に違反したとき。
 - (3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
 - (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認め

られるとき。

- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、キャンプ場の管理上特に必要と認められるとき。
- 2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは 使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、市長はその賠償 の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この 限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、キャンプ場の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しては ならない。

(使用料)

- 第10条 使用料は、別表2のとおりとする。
- 2 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、使用後に納付することができる。

(利用料)

- 第11条 市長は、法第244条の2第8項の規定に基づき、キャンプ場の利用 に係る料金(以下「利用料」という。)を指定管理者の収入として収受させる ことができる。
- 2 利用料は、別表 2 に掲げる額の範囲において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 第1項の規定により利用料を指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、使用者は、利用料を指定管理者に納付しなければならない。
- 4 使用者は、利用料を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、使用後に納付することができる。

(使用料の減免)

第12条 市長は、規則で定める基準により、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不環付)

第13条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由によりキャンプ場を使用できないときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第14条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は土佐清水市公 の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第11条第1項の規定に より指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったキャンプ場の当該施設 又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を 得たときは、この限りでない。

2 使用者は、その使用が終わったとき、又は第8条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第15条 指定管理者又は使用者は、故意又は過失によりキャンプ場の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(個人情報等の取扱い等)

第16条 指定管理者又は業務に従事している者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務上知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1(第6条関係)

利用時間

		物販フロア	午前9時~午後7時
爪白キ	管理棟	浴室	午後2時~午後10時
ャンプ		洗い場	終日
場	炊事棟	炊事場	終日
	シャワー棟	男女	終日

	公衆トイレ	終日
	キャンプサイト(オートサイト・フ リーサイト)	午後1時~翌日午前11時
	宿泊棟	午後1時~翌日午前11時

別表 2(第 10 条関係)

使用料の限度額

施設区分		利用時間	単位	使用料	備考
爪白キャンプ場	シャワー棟	終日	10 分間	400 円	
	宿泊棟	午後 1 時~翌日 午前 11 時	1棟1泊	21,600円	
	キャンプサイト	午後 1 時~翌日 午前 11 時	1泊1区画 車1台,テント 1張,タープ1 張,6名まで	4, 320 円	小学生 未満は 人数に 含まな い

備考 使用料には、消費税を含むものとする。

平成30年7月31日規則第22号

土佐清水市キャンプ場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、土佐清水市キャンプ場条例(平成30年土佐清水市条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者による管理)

第2条 条例第4条第1項の規定により、キャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合に おいては、この規則中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは 「利用料」とそれぞれ読み替えるものとする。

(使用の許可)

- 第3条 条例第7条第1項の規定により、キャンプ場の使用の許可を受けようとする者は、 土佐清水市キャンプ場使用許可申請書(様式第1号。以下「許可申請書」という。)を市 長に提出しなければならない。
- 2 市長が申請書を省略することが適当であると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、 申請書の提出を省略させることができる。
- 3 市長は、前項の規定による許可申請書が提出された場合は、許可の可否を決定し、許可する場合は速やかに許可申請書により通知するものとする。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 条例第7条の使用許可にあたっては、前項の規定にかかわらず許可申請書の交付を省略することができる。この場合において、許可した旨を申請者に口頭で伝えるものとする。

(遵守事項)

- 第4条 前条第3項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) キャンプ場の施設,設備,備品等(以下「施設等」という。)を損傷し又は滅失しないこと。
 - (2) 火災の予防に注意すること。
 - (3) 使用期間中に外出するときは、行き先、帰着予定時刻を連絡すること。
 - (4) 許可を受けないで、飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。
 - (5) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、キャンプ場の施設管理上、不適当と認められる行為をしないこと。
- 2 市長は、前項の規定に違反し、又はキャンプ場の関係職員の指示に従わない者に対し、 退館を命ずることができる。

(使用料の減免)

- 第5条 条例第12条の規定により定める基準は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 市が主催する事業に使用する場合は、全額免除とする。
 - (2) キャンプ場の設置目的に資する事業で、市が共催又は後援する場合は、全額免除とする。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合は、減額又は免除することができる。

(使用料の環付)

- 第6条 条例第13条ただし書の規定により既納の使用料を還付する場合の率は、別表第1 に掲げるとおりとする。
- 2 別表第1の左欄に掲げる事由に該当し、既納の使用料の還付を受けようとする者は、キャンプ場使用料還付申請書(様式第2号)を市長に提出して、承認を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第7条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出て、その 指示を受けなければならない。

(施設の管理)

- 第8条 市長は、次の各号に定めるところにより、キャンプ場を管理しなければならない。
 - (1) キャンプ場の施設・設備・備品等の管理は、常に最善の注意を払い、補修・改修 又は補充の必要が生じた場合は、速やかに措置しなければならない。
 - (2) キャンプ場は、設置目的にしたがって常に健全かつ明朗な雰囲気と必要な秩序維持に努めなければならない。
 - (3) キャンプ場及びその周辺の衛生環境に留意するとともに、火災、盗難、感染性の疾病等の非常災害(以下「非常事態」という。)の防止に万全を期さなければならない。
 - (4) 非常事態が発生した場合は、速やかに利用者の安全を図るとともに、関係機関に連絡し、被害を最小限にとどめるよう努めなければならない。

(周知)

第9条 市長は、条例第6条第3項の規定により、利用時間及び休館日について変更すると きは、あらかじめその旨周知しなければならない。

(その他)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

既納の使用料を還付することができる場合	還付する率	備考
キャンプ場の管理上特に必要があるため、市長が使用の	10割	還付金に10円
許可を取り消したとき。		未満の端数が
使用者が自己の都合により7日前に使用許可の取消を申	7割	あるときは,
し出たとき。		これを切り捨
使用者が自己の都合により3日前に使用許可の取消を申	5割	てる。
し出たとき。		
災害その他やむを得ない事情により使用することができ	10割	
なくなったとき。		